

大阪市立茨田西小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

I. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「互いに違いを認め合い、個性を尊重し合う集団」育成のために「茨田西小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、児童朝会・集会等での講話を通して、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成する。
- ② 日頃からの児童への見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③ スクールライフノートの「心の天気」や「相談機能」を日々確認し、児童の心の状態を知り、相談に対しても早急に対応できるようにする。
- ④ 発見・通報を受けた場合、速やかに関係児童から聞き取るなどして、正確な実態把握を行い、関係教職員を中心に、家庭訪問（加害、被害とも。）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ⑤ いじめを受けた児童を救済し、その尊厳を守ることを最優先する。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 予習・復習が必要となる授業の構成を考え、自主学習の習慣化を図る。

- ② 若手教員による自主的な公開授業や各教科主任による師範授業、研究テーマを設定した各学年の研究授業等相互公開授業を行い「わかる授業」づくりに取り組む。
- ③ 教員の専門分野を生かした実技研修会や若手教員を対象に学級経営・生活指導・保護者対応等のテーマを設定した研修会を行い、指導力の向上を図る。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 児童が自分の思いを伝える場を数多く設定し、自分を表現できる機会を増やす。
- ② 集会や学校行事におけるたてわり班活動を通じて、リーダーを中心に協力しあう態度を育む。
- ③ 互いに違いを認め合い、個性を尊重し合う集団の育成に努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 年間指導計画に基づいて道徳の時間を確保し、学習指導要領に提示されている内容項目を偏りなく指導する。
- ④ 5月初旬の「いじめについて考える日・いのちについて考える日」を通して、全校一斉に「いじめ」や「いのち」について考える時間を設定し、校長は講話をを行う。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、いじめを憎む土壌づくりに努める。
- ③ 周りではやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日頃から児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ② スクールライフノートの「心の天気」や「相談機能」を日々確認し、児童の心の状態を知り、相談に対しても早急に対応できるようにする。
- ③ 月に1回、生活指導研修会を行い情報の共有化を図る。また、学期に1回、いじめのアンケート調査を行い、児童の変化に気付くことができるようとする。
- ④ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話やLINEでの相談窓口について周知する。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を救済し、その尊厳を守ることを最優先する。教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめを認知した教職員は、学級担任、学年主任、生活指導部長に連絡し、管理職に報告する。
- ② 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行い、指導・支援体制を組む（役割を分担）。
- ③ 家庭訪問（加害、被害とも。）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ④ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織『いじめ対策委員会』

<委員長> 校長

<構成> 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・学年主任・養護教諭等
※ 事案に応じて、関係学年の担任・特別支援学級担任を加える。

<役割> ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

・児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）

【研修会】

・人権教育実践研修会（2月）
・生活指導研修会（毎月1回）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だより等で学校の様子の情報発信に努める。
- ② 教育委員会との連携を密にし、必要に応じ、こども相談センター、民生・児童委員等地域の関係機関と連携を図る。

(3) 取組内容の検証

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直し、取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルで検証を行う。
- ② 「運営に関する計画」の学校運営の中期目標に道徳心・社会性の育成を位置づけ、中間、年度末と教職員による自己評価を行うとともに、学校協議会において地域、保護者からの意見を伺い、検証を行う。

7. 重大事案への対処

- ① ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝え、被害児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、サポート体制を整える。被害児童の尊厳を守ることを最優先とする。

※いじめ発見の際の流れ

